

第4章 事業の取組

第3章で設定した目標を達成するために、施策の方向性を踏まえ、保険者として次の事業を実施していきます。

1 特定健康診査

① 目的・概要

特定健康診査は、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象として、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出することを目的とします。

本市では、特定健康診査受診率が平成24年度から横ばい状態であることから、継続的な受診を促すとともに、未受診者に対して、受診勧奨を行い、健診の必要性を伝えることにより受診行動につなげ、受診率の向上を図ります。また、人間ドック等特定健康診査以外の健診を受けている被保険者について、当該健診データを収集する仕組みについても検討します。

なお、今まで本市は特定健康診査項目とされた基本項目のほかに、数多くの質の高い健診等を実施してきました。今後も被保険者の健康増進のため、引き続き特定健康診査の基本項目以外の健診等も実施していきます。なお、事業の実施に当たっては、市民の利便性に配慮して、特定健康診査以外の健診等を所管する健康福祉部健康課で行います。

② 実施内容

- 引き続き医師会の協力を得て個別健診を行います。
- 未受診者対策として、市報、ポスター、ホームページによる周知を行うとともに、未受診者への受診勧奨のはがきの送付を継続します。
- 継続受診を促す方法及びICT*等を利用した効果的な周知、情報提供の方法について検討し、早期に実施していきます。
- 他の健診（人間ドック等）のデータを収集する仕組みについて、個人情報保護の観点に留意しながら検討を進めていきます。

③ 評価指標及び目標

- 特定健康診査受診率
 - 目標（平成35（2023）年度） 60.0%
 - 現状（平成28年度） 52.4%（法定報告）

2 特定保健指導

① 目的・概要

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病を予防するために実施する事業です。健診受診者が生活習慣と健診結果との関係を理解し、自らの健康状態を自覚し、早期に運動習慣の定着やバランスのとれた食生活など、健康的な生活を維持するための生活習慣に係る自主的な取組の実施を支援します。

本市では、特定保健指導の利用状況が平成 28 年度に増加となったものの、平成 24 年度以降、減少傾向であることから、未利用者に対して、はがきや電話による案内及び利用勧奨を行い、特定保健指導の利用率及び実施率の向上を図ります。

また、利用者が、次年度以降再び対象者となることのないよう、効果的、効率的な指導、支援の方法を検討するとともに、他の機関との連携も視野に入れて実施します。なお、本事業についても、特定健康診査と同様、実施は健康福祉部健康課が行います。

② 実施内容

- 効率的、効果的な指導、支援の方法及び体制を健康福祉部健康課及び他の機関と連携しながら検討し、早期に実施していきます。
- 現在行っている市報、ホームページ等による周知に加え、ICT等を利用した効果的な周知、情報提供の方法について検討し、実施していきます。
また、対象者自らが健康づくりの支援を受けたいと思えるような案内を行っていきます。
- 未利用者に対する電話やはがきによる利用勧奨を強化し、利用率の向上に努めます。

③ 評価指標及び目標

- 特定保健指導実施率

目標（平成 35（2023）年度） 30.0%（全体）

31.1%（動機付け支援）

26.0%（積極的支援）

現状（平成 28 年度） 13.4%（全体）（法定報告）

14.5%（動機付け支援）

9.0%（積極的支援）

【参考】 特定保健指導利用率（保健指導を開始した人の割合）

現状（平成 28 年度） 19.9%（全体）

20.3%（動機付け支援）

18.5%（積極的支援）

3 生活習慣病等予防・知識の普及啓発

(1) がん検診 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

がんを早期に発見することにより、早期治療を促し、健康保持することを目的とします。
本市では、特定健康診査時に、大腸がんの検診も併せて受診することができます。また、健康福祉部健康課が市民を対象としてがん検診を実施しているため、被保険者へ情報提供と周知を図り、検診の受診による早期発見・早期治療に努めます。

② 実施内容

- 平成 29 年度から健康福祉部健康課と連携し、ポスター、ホームページによる周知や、窓口等による情報提供を行っています。今後も継続的に実施するとともに、さらに効果的な情報提供等の方法を検討していきます。

③ 評価指標及び目標

- 各種がん検診受診率

目標（平成 35（2023）年度） 50.0%

現状（平成 28 年度）	○大腸がん検診	43.0%
	○乳がん検診	13.7%
	○胃がん検診	1.2%
	○子宮（頸）がん検診	30.9%
	○肺がん検診	0.6%

* 現在、被保険者のみの受診率は把握していませんが、がん検診を行う健康福祉部健康課と連携して、平成 30 年度実施分から受診率を把握し、目標を設定していきます。

(2) 若年層健康診査 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

若い年代に対する生活習慣病対策として、特定健康診査の対象となる前の年齢に、メタボリックシンドローム等の生活習慣病予防及び健康管理への意識の改善を図ることを目的とします。

本市では、40歳代の特定健康診査受診率が特に低いため、特定健康診査の対象年齢に達してからアプローチするのではなく、健康福祉部健康課が実施する若年層健康診査受診に向けた情報提供と周知を図り、40歳前からの健康診査受診の習慣付けを図っていきます。

② 実施内容

- 平成29年度から健康福祉部健康課と連携し、ポスター、ホームページによる周知や、窓口等による情報提供を行っています。今後も継続して実施するとともに、さらに効果的な情報提供等の方法を検討していきます。

③ 評価指標及び目標

- 若年層健康診査受診率

目標（平成35（2023）年度） 5%

現状（平成28年度） 1.7%

- * 現在、被保険者のみの受診率は把握していないため、今後、若年層健康診査を行う健康福祉部健康課と連携して、受診率把握の方法を検討します。

4 生活習慣病重症化予防

(1) 生活習慣病重症化予防（新規事業） ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

被保険者において、特定健康診査の結果から、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の該当者及び予備群を抽出し、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした教室を関係機関等と連携して開催します。

本市では、特定健康診査受診者の有所見率は年齢に比例して高くなっており、肥満者のみならず、非肥満者の有所見率も高くなっています。特に、糖尿病や高血圧症等の重症化が腎不全や循環器疾患の発症に関係していることから、特定保健指導の対象外となっている非肥満者の健診結果に応じて医療機関への受診勧奨を実施します。

② 実施内容

- 生活習慣病の重症化予防のためのポピュレーションアプローチ事業を平成 30 年度から実施します。
- 糖尿病の重症化予防のための医療機関受診勧奨や保健指導等の事業を、平成 30（2018）年度中に検討し、平成 31（2019）年度からの実施を目指します。
- 非肥満者に対する生活習慣病予防の事業については、厚生労働省の「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」の見解を参考にしつつ、平成 30（2018）年度までに検討し、平成 31（2019）年度からの実施を目指します。

③ 評価指標及び目標

- 事業参加率
目標 未設定
現状 未実施

* 目標値については、今後の事業内容の検討の中で設定していきます。

5 重複・頻回受診への対応

(1) 重複・頻回受診への対応（新規事業） ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

同一疾患で複数の医療機関を受診すると、それまでの治療が中断し、次の医療機関では新たに検査からやり直すなどにより疾患を長引かせることがあります。また、医師が扱う薬は市販薬より薬効が強く、重複する投薬などによる副作用が身体に重い負担となります。このような被保険者に対し、適正な受診行動への誘導を図ります。

② 実施内容

- 重複受診及び調剤、頻回受診の対象者の抽出、誘導の方法を検討し、平成 32（2020）年度からの実施を目指します。

③ 評価指標及び目標

- 受診行動改善率

目標 未設定

現状 未実施

* 目標値については、今後の事業内容の検討の中で設定していきます。

6 後発医薬品の使用促進

(1) 後発医薬品の使用促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

後発医薬品を使用した場合における薬剤費の削減額の通知や、後発医薬品を希望するシールの配布等により、医療に対する認識とコスト意識を高め、医療費における患者負担の軽減を図ること目的とします。

本市の後発医薬品の使用割合（数量シェア）は年々増加していますが、国の目標とする80%達成に向けて、効果的な差額通知を作成し、後発医薬品使用割合の向上を図ります。

② 実施内容

- 現在実施している差額通知及び希望シールの配布を引き続き実施していきます。
- 個人の影響額のみでなく、本市の国民健康保険全体の状況等を市報、ホームページ等で定期的に周知していきます。

③ 評価指標及び目標

○ 後発医薬品使用率

・数量シェア

目標（平成 35（2023）年度） 80.0%

現状（平成 29 年 3 月審査分） 61.2%

・金額シェア

目標（平成 35（2023）年度） 現状以上とします。

現状（平成 29 年 3 月審査分） 14.2%

○ 差額通知月数

目標（平成 35（2023）年度） 3か月以上

現状（平成 28 年度） 3か月

7 国民健康保険制度の周知

(1) 医療費通知 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

医療機関名、通院等の日数、総医療費の額、一部負担金相当額を通知することにより、国民健康保険の役割への理解、健康の大切さについての関心を高めることを目的とします。

医療費の実態を被保険者へお知らせするために、効果的な医療費通知を作成し、医療費の適正化を目指します。

② 実施内容

○ 現在実施している事業について、より国民健康保険の制度や健康の大切さへの理解が深まるよう、効果的な通知方法を検討し、実施します。

③ 評価指標及び目標

○ 通知月数

目標（平成 35（2023）年度） 12 か月

現状（平成 28 年度） 12 か月

8 審査機能の強化

(1) 療養費支給申請内容点検 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

柔道整復・鍼灸・按摩・マッサージの療養費申請書の内容点検を強化し、療養費申請の対象者のうち、施術回数・部位数等に疑義の生じた者について、外部専門事業者による2次点検等を実施することにより、医療費支出の適正化を図ります。

② 実施内容

- 現在実施している柔道整復の2次点検について、平成30年度から鍼灸・按摩・マッサージにも対象を広げるとともに、より効果的な方法について関係機関とも協議しながら実施していきます。

③ 評価指標及び目標

○ 療養費請求状況

目標（平成35（2023）年度）	適正な療養費の請求割合の増加
現状（平成28年度）	点検件数 7,964件
	返戻割合 2.21%

9 被保険者の健康増進

(1) 被保険者の健康増進 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 目的・概要

本市は、従前から元気回復事業として、契約施設に宿泊した被保険者に対して宿泊費の一部を補助することにより、被保険者の健康保持・増進を図ってきました。

② 実施内容

- 従前から行ってきた保養施設利用助成事業は、より直接的・効果的に被保険者の健康保持・増進を図ることができる事業に再編し、平成31年度からの実施を目指します。

③ 評価指標及び目標

- 指標未設定
目標 未設定
現状 未実施

* 目標値については、今後の事業内容の検討の中で設定していきます。